

石川県産農林水産物PRレシピ動画制作業務委託仕様書

1 業務の名称

石川県産農林水産物PRレシピ動画制作業務（以下、「本業務」という。）

2 業務の目的

本県産農林水産物を主材料とした料理のレシピ動画を制作し、各種媒体を通じて発信することで、本県産農林水産物の認知度向上と魅力度向上を図ることを目的とする。

3 業務内容

1) 動画の内容

本県農林水産物の魅力を感じることができ、視聴者自らが調理してみたい、食べてみたいと感じることができること。なお、調理手順に加え、本業務の目的に対して有効と思われる場面を追加することを可とする。

2) 動画の仕様

ア 制作する動画は1～2分程度2本以上とし、各県産農林水産物を活用した動画を作成することとする

イ 多様な媒体（テレビ、動画投稿サイト、SNS、施設モニター等）を使用することを想定した内容とすること

ウ 撮影時の調理者には、県内料亭の料理長を起用する予定である

エ 画像等の著作権及び使用料や取材に要する費用を含め、企画・制作に要する費用は、全て委託金額内に収めること

3) 動画を活用したPR

委託者の可能な範囲で、効果的なPR展開を企画、実施協力を検討する。なお、実施する場合は、委託者と協議の上、契約期間内に実施する。

4 開発体制等

ア 本業務を推進し全体の責任をとる実施責任者と、同責任者のもとで制作を行う実施担当者を配置すること。

イ 実施体制に変更が生じる場合、その旨を機構に報告し、承認を得ること

5 成果品

- ・DVD及びBDデータ 各マスター1枚、コピー5枚
- ・WEB用データ MP4
- ・上記にかかる画像データ（素材）集

6 委託期間

契約日から令和4年1月31日までとする。

7 委託料の支払い

原則として、受託者から提出される成果品により、本業務が適切に実施されたことを確認した後、受託者からの請求に基づき、業務委託料を支払うものとする。

8 著作権等

(1) 著作（財産）権の所有について

・成果品及び電子データ等、今回の契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権（翻訳権、翻案権及び二次的著作物の利用に関する原著者の権利を含む）は、石川県に帰属する（ただし、制作途中で制作案等の用途に使用して、成果品として採用されなかった制作物を除く。）ものとする。また、石川県は、コンテンツの維持又は本県農林水産物の広報宣伝を目的とした改変及び印刷物等への二次的利用をすることができるものとする。

(2) 第三者への利用許諾について

・受託者は、成果品及び構成素材の第三者への利用許諾を認めるものとする。

(3) 権利関係の処理等について

・成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものも含めて制作者が行うこととし、その経費は委託費に含む。

・第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全ての受託者の責任と費用負担で行う。

(4) 権利関係の報告義務について

・委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

9 その他

・受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意を持って業務を遂行するものとする。

・本業務で知り得た情報を第三者に漏洩しないこと。

・本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、機構及び受託者が協議の上定めるものとする。